

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案要綱

第一 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

一 題名

題名を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」とすること。
(題名関係)

二 目的

この法律は、食品等事業者が食料システム（食料・農業・農村基本法第二条第五項に規定する食料システムをいう。）において農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置及び食品等の取引の適正化のための措置を講じ、もって農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とすること。
(第一条関係)

三 定義

(一) 「食品等事業者」とは、食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者をいうものとする。

(二) 「農林漁業者」とは、農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）をいうものとする。

(三) 「安定取引関係確立事業活動」とは、食品等事業者が行う事業活動であつて、当該食品等事業者と農林漁業者との間における取引の機会の拡大、継続的な取引の実施その他の安定的な取引関係の確立を図るもの（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併、会社の分割、出資の受入れ又は会社の設立若しくは清算その他農林水産省令で定める措置（以下「合併等の措置」という。）を含む。）をいうものとする。

(四) 「流通合理化事業活動」とは、食品等事業者が食品等の流通の効率化、品質管理又は衛生管理の高度化その他の食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。）をいうものとする。

(五) 「環境負荷低減事業活動」とは、食品等事業者が地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出の量の削減、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二条第

二項に規定する食品廃棄物等の発生の抑制その他の環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活動（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。）をいうものとする。

(六) 「消費者選択支援事業活動」とは、食品等事業者が行う事業活動であつて、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図るもの（当該事業活動と併せて行う技術の研究開発及び合併等の措置を含む。）をいうものとする。

(七) 「連携支援事業」とは、食品等事業者間の取引の機会の創出、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化、研修その他の安定取引関係確立事業活動等（安定取引関係確立事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動又は消費者選択支援事業活動をいう。以下同じ。）に対する支援の事業を行う二以上の者が連携して行う当該事業をいうものとする。

(八) 「飲食料品等」とは、食品等のうち、飲食料品及びその原料又は材料として使用されるもの（農林

水産物又は農林水産物を原料若しくは材料として製造し、若しくは加工したものに限る。）をいうものとする。

（第二条関係）

四 国の責務

（一） 国は、食品等事業者による食品等の持続的な供給を実現するための事業活動及び当該事業活動に対する支援の事業の促進が図られるよう、必要な情報の収集、整理、分析及び提供その他の援助に努めなければならないものとする。

（二） 国は、食品等の持続的な供給の実現に向け、飲食物品等の持続的な供給に要する合理的な費用の考慮及び当該持続的な供給に資する取組が促進されること等により、食品等の取引の適正化が図られるよう、必要な情報の提供その他の援助に努めなければならないものとする。

（第三条関係）

五 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置

（一） 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方

針

農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関

する基本的な方針を定めるものとする。

(第五条関係)

(二) 安定取引関係確立事業活動計画の認定等

① 安定取引関係確立事業活動を実施しようとする食品等事業者は、安定取引関係確立事業活動計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるものとする。

② 安定取引関係確立事業活動計画には、安定取引関係確立事業活動の目標、内容等を記載しなければならぬものとする。

③ 安定取引関係確立事業活動計画には、次に掲げる者が行うそれぞれ次に定める措置（①の食品等事業者が実施する安定取引関係確立事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができるものとする。

イ 農林漁業者（①の食品等事業者が実施する安定取引関係確立事業活動に係る取引の相手方に限る。） 農林水産物の生産又は加工の方式の導入又は改善

ロ 食品等事業者以外の者であつて、①の食品等事業者が実施する安定取引関係確立事業活動に係る技術の研究開発を行うもの 当該技術の研究開発及びその成果の利用

④ 安定取引関係確立事業活動計画には、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載することができるものとする。

イ 中小企業等経営強化法第二条第十項に規定する経営力向上（以下「経営力向上」という。）

同法に規定する経営力向上計画に関する事項

ロ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）の保有する技術の研究開発に係る設備等の利用 当該設備等の種類その他の当該設備等の利用の内容に関する事項

ハ 産業競争力強化法第二条第十七項に規定する事業再編（以下「事業再編」という。） 同法に規定する事業再編計画に関する事項

⑤ 農林水産大臣は、安定取引関係確立事業活動計画が、(一)の基本的な方針に照らし適切なものであること、農林漁業者の農林漁業経営の健全な発展に資すること等により農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること等に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（第六条及び第七条関係）

(三) 流通合理化事業活動計画の認定等

① 流通合理化事業活動を実施しようとする食品等事業者は、流通合理化事業活動計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるものとする。

② 流通合理化事業活動計画には、流通合理化事業活動の目標、内容等を記載しなければならないものとする。

③ 流通合理化事業活動計画には、食品等事業者以外の者であつて、①の食品等事業者が実施する流通合理化事業活動に係る技術の研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の利用（当該流通合理化事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができるものとする。

④ 流通合理化事業活動計画には、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載することができるものとする。

イ 経営力向上 中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画に関する事項

ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等の利用 当該設備等の種類その他の当該設備

等の利用の内容に関する事項

ハ 事業再編 産業競争力強化法に規定する事業再編計画に関する事項

- ⑤ 農林水産大臣は、流通合理化事業活動計画が、(一)の基本的な方針に照らし適切なものであること、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓に相当程度資すること等により農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること等に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(第八条関係)

(四) 環境負荷低減事業活動計画の認定等

- ① 環境負荷低減事業活動を実施しようとする食品等事業者は、環境負荷低減事業活動計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるものとする。

- ② 環境負荷低減事業活動計画には、環境負荷低減事業活動の目標、内容等を記載しなければならないものとする。

- ③ 環境負荷低減事業活動計画には、食品等事業者以外の者であつて、①の食品等事業者が実施する環境負荷低減事業活動に係る技術の研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の

利用（当該環境負荷低減事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができるものとする。

④ 環境負荷低減事業活動計画には、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載することができるものとする。

イ 経営力向上 中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画に関する事項

ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等の利用 当該設備等の種類その他の当該設備等の利用の内容に関する事項

ハ 産業競争力強化法第二十一条の二十第二項第二号に規定するエネルギー利用環境負荷低減事業適応 同法に規定する事業適応計画に関する事項

ニ 事業再編 産業競争力強化法に規定する事業再編計画に関する事項

⑤ 農林水産大臣は、環境負荷低減事業活動計画が、（一）の基本的な方針に照らし適切なものであること、食品等の製造等に関する技術水準並びに当該食品等事業者の事業の性質及び規模に照らして適切な食品等の製造等の方法を用いて実施されること等により、環境への負荷の低減又は資源の有効

利用に資することを通じて、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること等に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(第九条関係)

(五) 消費者選択支援事業活動計画の認定等

① 消費者選択支援事業活動を実施しようとする食品等事業者は、消費者選択支援事業活動計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるものとする。

② 消費者選択支援事業活動計画には、消費者選択支援事業活動の目標、内容等を記載しなければならないものとする。

③ 消費者選択支援事業活動計画には、食品等事業者以外の者であつて、①の食品等事業者が実施する消費者選択支援事業活動に係る技術の研究開発を行うものが行う当該技術の研究開発及びその成果の利用（当該消費者選択支援事業活動の促進に資するものに限る。）に関する事項を含めることができるものとする。

④ 消費者選択支援事業活動計画には、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記

載することができるものとする。

イ 経営力向上 中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画に関する事項

ロ 研究機構の保有する技術の研究開発に係る設備等の利用 当該設備等の種類その他の当該設備等の利用の内容に関する事項

ハ 事業再編 産業競争力強化法に規定する事業再編計画に関する事項

- ⑤ 農林水産大臣は、消費者選択支援事業活動計画が、(一)の基本的な方針に照らし適切なものであること、環境への負荷の低減又は資源の有効利用に資する食品等その他の食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等に係る正確な情報の管理及び伝達の方法を用いて実施されること等により、一般消費者によるこれらの食品等の選択に資することを通じて、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること等に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(第十条関係)

(六) 連携支援計画の認定等

- ① 連携支援事業を実施しようとする者は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けるこ

とができるものとする。

② 連携支援計画には、連携支援事業の目標、内容等を記載しなければならないものとする。

③ 農林水産大臣は、連携支援計画が、(一)の基本的な方針に照らし適切なものであること等に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (第十一条及び第十二条関係)

(七) 支援措置

① 中小企業等経営強化法の特例

安定取引関係確立事業活動等を実施しようとする食品等事業者がその安定取引関係確立事業活動計画等（安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画又は消費者選択支援事業活動計画をいう。以下同じ。）であつて中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画に関する事項が記載されているものにつき認定を受けたときは、同法第十七条第一項の経営力向上計画の認定があつたものとみなすものとする。

(第十三条関係)

② 研究機構の研究開発設備等の供用等に係る業務

研究機構は、その保有する技術の研究開発に係る設備等のうち農林水産省令で定めるものを安定

取引関係確立事業活動計画等の認定を受けた食品等事業者（二）の③のロ、（三）の③、（四）の③又は（五）の③の技術の研究開発を行う者を含む。）の利用（これらの者が行う安定取引関係確立事業活動等に関するものに限る。）に供する等の業務を行うことができるものとする。 （第十四条関係）

③ 株式会社日本政策金融公庫による融資

株式会社日本政策金融公庫は、食品等事業者（中小企業者に限る。）が認定を受けた安定取引関係確立事業活動計画等に従って安定取引関係確立事業活動等を実施するために必要な資金の貸付けを行うことができるものとする。 （第十五条関係）

④ 産業競争力強化法の特例

イ 安定取引関係確立事業活動等を実施しようとする食品等事業者がその安定取引関係確立事業活動計画等であつて産業競争力強化法に規定する事業再編計画に関する事項が記載されたものにつき認定を受けたときは、同法第二十三条第一項の事業再編計画の認定があつたものとみなすものとする。

ロ 環境負荷低減事業活動を実施しようとする食品等事業者がその環境負荷低減事業活動計画であ

って産業競争力強化法に規定する事業適応計画に関する事項が記載されたものにつき認定を受けるときは、同法第二十一条の二十二第一項の事業適応計画の認定があつたものとみなすものとする。

(第十七条関係)

⑤ 財産の処分の制限に係る承認のの特例

補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する財産をいう。）の活用に関する事項が記載された連携支援計画に従って連携支援事業を行う場合には、当該連携支援計画に係る認定を受けたことをもって、同条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすものとする。

(第十八条関係)

⑥ 食品等持続的供給推進機構による債務保証等

食品等流通合理化促進機構の名称を食品等持続的供給推進機構に変更し、安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業に係る債務保証等を行うことができるものとする。

(第二十二条から第三十二条まで関係)

六 食品等の取引の適正化のための措置

(一) 食品等の取引の適正化に関する基本的な方針

農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針を定めるものとする。

(第三十三条関係)

(二) 食品等取引実態調査等

① 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況その他食品等の取引の実態に関する調査（以下「食品等取引実態調査」という。）を行うものとする。

(第三十四条関係)

② 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等取引実態調査の結果に基づき、食品等事業者及び農林漁業者に対する指導及び助言、食品等事業者及び農林漁業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定、食品等の取引に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

(第三十五条関係)

(三) 飲食料品等事業者等が講ずべき措置等

① 飲食料品等事業者等は、飲食料品等の持続的な供給を図るため、他の飲食料品等事業者等との飲

食料品等の売買その他の取引において、取引の相手方から持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して取引条件に関する協議の申出がされた場合には誠実に当該協議に応ずること並びに取引の相手方から持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には必要な検討及び協力を行うことを講ずるよう努めなければならないものとする。

（第三十六条関係）

② 農林水産大臣は、(一)の基本的な方針に基づき、農林水産省令で、①の措置に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）を定めるものとする。

（第三十七条関係）

③ 農林水産大臣は、①の措置の適確な実施を確保するため必要があるときは、飲食料品等事業者等に対し、判断基準を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができるものとする。

（第三十八条関係）

④ 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の①の措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当

該措置をとるべき旨の勧告をすること及びその勧告に従わなかったときはその旨を公表することができるものとする。

(第三十九条関係)

⑤ 農林水産大臣は、④の勧告の施行に必要な限度において、飲食料品等事業者等に対し、①の措置の実施の状況に関し必要な報告をさせ、又は当該職員に、飲食料品等事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるものとする。

(第四十条関係)

(四) 指定飲食料品等に係る措置

① 農林水産大臣は、飲食料品等であつて、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、その飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものを、指定飲食料品等として農林水産省令で指定することができるものとする。

(第四十一条関係)

② 農林水産大臣は、指定飲食料品等ごとに、その飲食料品等事業者等が組織する団体等であつて、

④の要件に適合すると認められるものを、その申請により、次に掲げる指標作成等業務を行う者として認定することができるものとする。

イ 当該申請に係る指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標の作成等及び当該指標の公表

ロ 当該申請に係る指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及びイの指標に対する指定飲食料品等事業者等、一般消費者その他の関係者による理解の増進に資するために必要な情報の提供

③ ②の認定を受けようとする者は、②のイ及びロに掲げる指標作成等業務に関する規程等を農林水産大臣に提出しなければならないものとする。

④ 農林水産大臣は、指標作成等業務に関する規程の内容が、②の申請に係る指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用の明確化に資するものであること、②のイの指標の作成に当たり当該指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売の各段階のうち農林水産省令で定める二以上の段階について各段階を代表すると認められる者を参画させること等に適合すると認めるときは、②の認定をするものとする。

⑤ 農林水産大臣は、②の認定をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、②の申請に係る指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売の全ての段階について各段階を代表すると認められる指定飲食料品等事業者等その他の利害関係人の意見を聴くとともに、公正取引委員会に協議しなければならないものとする事。

(第四十二条関係)

⑥ ②の認定を受けた者(以下「認定指標作成等団体」という。)は、指標作成等業務を行うために必要があると認めるときは、その認定に係る指定飲食料品等ごとに農林水産省令で定める関係者に対し、必要な協力を求めることができるものとする事。

(第四十六条関係)

⑦ 農林水産大臣は、認定指標作成等団体に対し、指標作成等業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うものとともに、認定指標作成等団体の指標作成等業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該認定指標作成等団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする事。

(第四十七条及び第四十八条関係)

⑧ 認定指標作成等団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、②のイに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする事。

(第五十条関係)

(五) 農林水産大臣は、食品等の取引に関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。こと。
(第五十二条関係)

(六) 国は、広報活動その他の活動を通じて、食品等の持続的な供給を実現するための施策に関して国民の理解を深めるとともに、その施策の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならないものとする。こと。
(第五十三条関係)

七 罰則

罰則について、六の(四)の⑧の規定に違反して秘密を漏らした者への罰金のほか、所要の規定を設けるものとする。こと。
(第五十六条から第五十八条まで関係)

第二 卸売市場法の一部改正

中央卸売市場及び地方卸売市場の認定要件として、業務規程に、開設者が開設する卸売市場において取り扱う指定飲食料品等、当該指定飲食料品等の第一の六の(四)の②のイの指標その他第一の六の(三)の①の措置の実施に資する事項として農林水産省令で定めるものを公表することを追加すること。

(第四条及び第十三条関係)

第三 附則

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一の六(二)、(五)及び(六)を除く。)に係る規定及び第二に係る規定については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 経過措置等

所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から第十四条まで及び第十六条から第二十七条まで関係)

三 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第十五条関係)

